国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と三戸町（以下「乙」という。） は，相互の発展に資するため，次のとおり協定を締結する。
（目的）
第1条 本協定は，甲と乙が相互の密接な連携と協力により，地域の課題に迅速 かつ適切に対応し，活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与するこ とを目的とする。
（連携協力事項）
第2条 甲と乙は，前条の目的を達成するため，次に掲げる分野について連携協力する。
（1）地域産業の振興に関すること
（2）地域文化の振興に関すること
（3）健康•医療•福祉に関すること
（4）人材育成に関すること
（5）コミュニティ活動やまちづくりに関すること
（6）学校教育•社会教育に関すること
（7）地方創生に関すること
（8）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項
2 前項各分野において連携•協力を推進するにあたり，その方策等については，必要に応じて別途定める。

## （秘密保持）

第3条 本協定に基づき，甲及び乙が知り得た情報については，それぞれ秘密を保持する。ただし，事前に相手方の承諾を得た場合は，この限りではない。•
（協定書の期限等）
第4条 本協定の有効期間は，協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとす る。ただし，有効期間満了の 1 月前までにいずれからも別段の申し出がないと きは，本協定は1年間自動的に更新され，その後も同様とする。
2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合，両者協議の上，文書 による合意が成立した時に終了する。
（その他）
第5条 本協定に疑義が生じた場合は，甲及び乙が協議の上，定める。
本協定の締結を証するため，本協定書2通を作成し，甲及び乙が署名押印の上，各自その1通を保有する。

## 令和3年7月15日

甲 国立大学法人弘前大学長1岸乙 三戸町長


